

第3次西之表市子ども読書活動推進計画



▶小学校での読み聞かせ

令和3年4月

西之表市教育委員会

目 次

| | |
|-----------------------------|-----------|
| はじめに | 1 |
| 1 計画策定の目的 | |
| 2 計画策定の経緯と位置付け | |
| 3 計画の期間 | |
| 第1章 これまでの取組と今後の課題 | 2 |
| 第2次計画における主な取組 | 2 |
| （1）家庭における子どもの読書活動の推進 | 2 |
| （2）地域における子どもの読書活動の推進 | 2 |
| （3）学校等における子どもの読書活動の推進 | 3 |
| （4）子どもの読書活動に関する啓発広報の推進 | 4 |
| 2 今後の課題 | 5 |
| 第2章 第3次計画の基本的方針と推進方策 | 6 |
| 1 基本的方針 | 6 |
| 2 推進の方策 | 6 |
| （1）「1日20分読書」運動の推進 | 6 |
| （2）家庭における推進方策 | 7 |
| （3）地域における推進方策 | 7 |
| （4）学校等における推進方策 | 9 |
| 第3章 推進体制の整備 | 11 |
| 1 啓発広報の推進方策 | 11 |
| 2 推進体制の整備 | 11 |
| 3 各種団体等との連携・協力の促進 | 12 |
| 4 数値目標の設定 | 12 |
| ■資料 | 13 |
| ・市立図書館の利用状況 | |
| ・移動図書館車の利用状況 | |
| ・市立図書館の蔵書数の推移 | |
| ・市立図書館の図書購入費の推移 | |
| ・市立図書館が行う親子読書会参加者・読み聞かせの状況 | |
| ・市内の読み聞かせグループ（R2.10現在） | |
| ・用語 | |
| ・子どもの読書活動の推進に関する法律 | |

はじめに

1 計画策定の目的

子ども時代に読書活動に親しむことは、子ども自身の成長に計り知れない効果があり、言葉を学び、考え、想像する力や表現力を高め、他者に共感する力の土台となっていきます。こうした力は、生き抜く力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。また、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、主体的に読書活動を行うことができるよう、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

しかしながら、インターネットの急速な普及とSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）の拡大で、これまで読書に費やされていた時間がインターネットに奪われていることが現状です。

このような社会情勢に鑑みて、本市の子どもたちが、これからの長い人生を豊かに、たくましく生き抜いていく力を養うため、本計画を策定します。

2 計画策定の経緯と位置付け

西之表市においては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定された国の「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」や県の「鹿児島県子ども読書活動推進計画」をもとに、平成19年に「第1次西之表市子ども読書活動推進計画」、平成27年には「第2次西之表市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが主体的に読書活動に取り組むことができる環境づくりと推進体制の整備、啓発・広報に取り組んできました。

第6次西之表市長期振興計画「ひと分野 施策16 社会教育の充実」において、子どもの読書活動は、「すべての子どもが主体的に読書活動を行うことができるよう、社会全体で子ども読書活動を推進」することとし、読書活動を生涯学習活動のひとつの柱として位置付けています。

また、平成30年度に策定された西之表市教育振興基本計画では、「規範意識を養い、豊かな心をはぐくむ教育の推進」において、家庭、地域と連携しながら、子どもたちの読書活動の習慣化を図ることとしています。

今回、第2次計画の終了に伴い、これまでの取組状況を踏まえつつ、子どもの読書活動を推進するため、第3次計画を策定しました。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第1章 これまでの取組と今後の課題

1 第2次計画における主な取組

平成27年8月に策定した第2次計画には、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、子ども自身はその発達段階に応じて読書の楽しさを知ることのできる環境の整備に、社会全体で取り組んでいくことが必要であると明記しています。

「1日20分読書」運動を推進するとともに、「いつも身近に1冊の本を」をキャッチフレーズとし、「家庭における子どもの読書活動の推進」「地域における子どもの読書活動の推進」「学校等における子どもの読書活動の推進」の3つの柱で読書活動に取り組んできました。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

① 家庭での実践

ア 「1日20分読書」運動は、家庭で1日に少なくとも20分程度の時間を読書に親しむよう、子どもの成長に応じて取り組んできました。

イ 我が家の「読書の日」「読書の時間」などを設定し、家族そろって読書活動に取り組みました。

② 市における家庭への支援

ア 本市在住の新生児を対象に、3ヶ月検診時にブックスタート※1事業を行いました。

イ 親子で読書を楽しむ場を創出することを目的に、市立図書館において、読書ボランティアの協力をいただき、毎月第2土曜日に「親子読書会」を開催しました。毎回20～30名の親子や子どもたちの参加があり、知的好奇心を満足させる充実した内容を提供することができました。

ウ 児童館等に出向いて、「出張お話し会」を定期的実施し、親や子どもたちに読書に親しむ機会を提供しました。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

① 市立図書館での実践

ア 毎月23日「子ども読書の日※2」や読書週間等には、図書館内に、イベントに関わる展示を行いました。

イ 市の広報誌にシリーズ「図書館だより」を連載し、新刊本の紹介やイベント情報等を掲載するなど、市立図書館の情報を積極的に提供し

ました。

ウ 学校への団体貸出や移動図書館車による図書資料の提供を行いました。また、移動図書館は、希望に応じて、夏休み期間中、児童館にも巡回しました。

更に、出張読み聞かせやブックテナでの保育園や小学校への貸し出しなど、多くの子どもたちが、より多くの本に出会う機会をつくりました。

エ 県立図書館との相互貸借利用を促進しました。

オ オンライン蔵書目録検索システムの導入で、各家庭のパソコンやスマートフォンなどからの蔵書検索が可能になったため、格段に利便性が向上しました。

② 市における地域や民間団体への支援

ア 読書活動ボランティアグループには、選書の助言や研修案内を行うとともに、エプロンシアターや大型絵本等の実演の助言を行い、活動支援を行いました。

イ 親子読書会や出張お話会に協力をいただくなど、民間団体の活動の場や機会を提供しました。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

① 幼稚園等における実践

ア 未就学児にとって、人生で初めて本に親しむ段階であることから、幼稚園等が積極的に読書の機会を創出し、子どもの成長に応じた絵本や物語などを選び、親子で本に親しむ時間を推奨しました。

イ 日頃の保育時間においても、積極的に読み聞かせや紙芝居などを実践し、本に親しむ習慣を推奨しました。また、常に教室に本を置くことで、子どもたちが自発的に本を読む習慣を身に付けることを目指しました。

② 小学校・中学校における実践

ア 「朝の読書」や「朝読み夕読み20分」は、各学校の読書週間や旬間などにおいて、教児一体となって取り組みました。特に中学校では、毎朝20分間、各自で選んだ本を読み、読書の習慣化を図っています。また、推薦図書を選定したり、目標冊数を設定したりして、子どもたちの読書意欲を喚起しました。

- イ 学校図書担当職員や図書委員等の児童・生徒を中心に、定期的に「図書館だより」を発行し、おすすめ本を紹介しました。
また、学校図書館内に推薦図書のコーナーを設置し、児童・生徒が国語の授業で作成した本の帯や紹介ポップを、学校図書館の推薦図書コーナーで紹介しました。
- ウ 「毎月23日は子ども読書の日」では、親子で読むことができる本を紹介しました。
- エ 教科等問わず、教職員が読み聞かせを行い、学校全体で学校図書の活用や読書活動の重要性を認識しました。

③ 高等学校における実践

- ア 本を読む習慣として、定期的に全校一斉の朝読書を実施し、図書館から学級毎に本を貸し出し、読書ができる体制を整えました。
- イ 学校図書館の利用を、各教科に位置付けるため、各教科担当と情報交換を行い、学校図書の活用を推進しました。
- ウ ビブリオバトル※3やブックトーク※4など、本の良さや特徴を、相手に伝える取り組みを行い、生徒の知的好奇心と表現力の向上に努めました。

(4) 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

- ア 「毎月23日は子ども読書の日」や「読書週間」を周知するため、行政放送や市ホームページ等、様々な方法で情報を提供しました。
- イ 優れた読書活動や特色ある取り組みを実践している学校、ボランティア団体及び個人を把握し、市として表彰するとともに、他機関の表彰に推薦しました。

2 今後の課題

- ア 「毎月23日は子ども読書の日」の取組は、家庭での読書活動を柱にしてきましたが、今後も更なる啓発と学校との連携が必要です。
- イ 市立図書館が行っている親子読書会には多くの親子が参加するものの、参加者が固定されています。参加者増を目指し、より幅広い層からの参加を増やすことが課題です。
- ウ 子どもの読書活動を支援するボランティアを新たに募集することや、ボランティア活動の幅を広げることができるよう支援が必要です。
- エ 学校図書館図書標準※5を基準に、学校規模に応じた図書資料の更新に、計画的に取り組むことが必要です。
- オ 市立図書館において、障害のある子どものための図書資料や視聴覚機器を整備する等、読書活動を支援していくことが必要です。
- カ 市立図書館司書や学校司書の資質向上のための、研修の場を拡充することが必要です。

第2章 第3次計画の基本的方針と推進方策

1 基本的方針

子どもが主体的に読書に親しみ、読書活動が習慣化されていくためには、読書環境の整備に社会全体で取り組んでいくことが必要です。

そこで、第3次計画の柱として、第2次計画の取り組みである「1日20分読書」運動を、引き続き推進していきます。本市の子どもたちが1日に20分程度本に親しみ、更に「心に残る1冊の本」に出会い、成長に応じた読書活動を実践することで、読書活動が習慣化されることに努めていきます。

そのためには、家庭、学校、地域が、乳幼児からの読書習慣の重要性を十分理解し、それぞれの立場で、子どもの読書活動推進の方策に、連携して取り組んでいくことが大変重要です。

2 推進の方策

(1) 「1日20分読書」運動の推進

「1日20分読書」運動は、昭和35年、当時県立図書館長であった児童文学作家の椋鳩十氏が提唱した「母と子の20分読書」から始まった運動で、「子どもが家族と一緒に、読書に親しむ時間を持ちましょう」という取組です。「1日20分読書」を通じて、「心に残る1冊の本」と出会えるような読書活動を推進していきます。

【家族と一緒に20分】

乳幼児期の子どもには、読み聞かせなど家族の協力が必要です。家族一緒に読書の習慣をつくりましょう。

【朝読み夕読み20分】

小学生の時期は、言葉や文章の意味を考えながら音読することが大切です。朝や夕方の音読を続けましょう。

【ジャンルを広げて20分】

小学生から中学生の時期は、読書の幅を広げることが大切です。小・中学校に配架する「卒業までに読んでほしい100冊の本」を中心に、文学、科学、歴史、郷土など様々なジャンルの本に幅を広げて読みましょう。

◆「卒業までに読んでほしい100冊の本」

西之表市教育委員会では、令和元年度に「卒業までに読んでほしい100冊の本」を選定し、各小・中学校の学校図書館に配置しています。

これは、文学、科学、歴史、郷土等の分野から、成長に応じて選定した100冊を、中学校3年生までに読破し、豊かな心の発育を促すとともに、郷土の知識を身に付け、自分が育ったふるさとへの誇りを育むことにつなげていきます。

(2) 家庭における推進方策

子どもの読書習慣を形成するうえで、日常生活において、常に身近に本がある環境をつくっていくことはとても重要です。そのためには、保護者自身が積極的かつ意識的に読書活動を実践し、読書を子どもの生活習慣の一部として位置付けていく必要があります。

インターネットが当たり前となる現代であっても、家族で読書の時間を共有し、時には読み聞かせをしたり、読んだ本について感想を話し合ったりすることで、子どもの読書に対する興味や関心を高めると同時に、家族との思い出の1ページにもなります。

| 課題項目 | 方針・方策 |
|--------------------------------|---|
| ① 「1日20分読書」 「毎月23日は読書の日」の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達の段階を踏まえ、その年齢に応じた良書を選択しながら、親子が一緒になって読書の習慣化が図られるよう、啓発活動を強化します。 ○ 市の広報紙等を活用し、「1日20分読書」 「毎月23日は読書の日」の目的やその進め方等について、周知・啓発を行います。 |
| ② 保護者への子どもの読書活動の重要性の啓発活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市立図書館が行っているブックスタート事業を通し、乳幼児期に読書活動をスタートするきっかけづくりと重要性の啓発を行います。また、ブックスタートの次の段階として、新たに、「セカンドブック事業」を導入します。 ○ 家庭教育学級や諸行事、PTA研修会等をおして、子どもの読書活動の意義を啓発します。特に家庭教育学級の活動に、親子で行う読書活動を計画し、普及啓発に取り組みます。 |

(3) 地域における推進方策

【市立図書館の取組】

市立図書館は、学校図書館と同様、子どもたちにとって、より多くの本に触れ、読書の楽しさを知る場です。また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を探したり、子どもの読書について情報を得たりする場です。

市立図書館では、定期的な親子読書会の実施や読書週間等におけるイベントの開催、読書ボランティアグループの支援など、地域における子どもの読書活動を推進していきます。

| 課題項目 | 取組方針・方策 |
|-------------------------|--|
| ① 市立図書館の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市立図書館の利用を促進し、入館者数の増加を図ります。 ○ 積極的に市広報紙や図書館ホームページを活用するなど、お話し会やイベントの開催、新刊案内や推薦図書等の情報を提供します。 ○ ブックトークなどのイベントを実施し、読書への興味と関心を喚起します。 ○ 県立図書館と積極的に連携・協力し、蔵書の相互利用を推進します。 ○ 市立図書館が主催する親子読書会の参加者増を目標にします。 |
| ② 地域や学校等からの読書活動支援への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 親子読書会や出張おはなし会を積極的にPRし、依頼に応じて、出かけていきます。 ○ 地域の子ども会活動において、読書活動の実践を推進します。 |
| ③ 読書ボランティアへの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市立図書館は、既存の民間ボランティアの資質向上への支援を行うとともに、活動しやすい体制づくりを支援します。また、新規ボランティアの募集や育成にも取り組みます。 ○ 活動の機会と拠点を提供します。 |
| ④ 市立図書館利用者の意見等の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年、読書週間などに合わせ、市立図書館利用者アンケートを行ったり、館内にご意見箱を設置したりして、図書館運営に市民の意見等を反映できるようにしていきます。 |
| ⑤ 障害のある子どもの読書活動支援の体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等に出向いて読書支援を行うアウトリーチサービス※6を取り入れるなど、関係機関と連携していきます。 ○ それぞれの障害に応じて、誰でも利用できる図書資料や映像資料等を整備し、提供します。 |

【市立図書館の機能強化】

市立図書館を多くの市民に利用してもらうために、図書資料の充実と読書活動に対する支援体制を整備し、市立図書館の機能を強化します。

| 課題項目 | 取組方針・方策 |
|------------------------|--|
| ① 計画的な図書資料等の整備・充実 | ○ 利用者アンケートを行うなどして、利用者の希望を聴取し、利用者の要望により即した図書資料収集に努めます。 |
| ② 図書資料の検索等の利便性の向上 | ○ ホームページや広報紙で、市立図書館の蔵書検索システムの周知徹底を図ります。また、検索のしやすさなど、システムの使いやすさ等についても利用者の意見をお聞きし、利便性向上に努めます。 ○ レファレンスサービス※7を積極的に実施することにより、更なる利便性向上に努めます。 |
| ③ 市立図書館と学校図書館の更なる連携の強化 | ○ 学校等の希望等を把握し、図書資料の充実を図ります。移動図書館車やブックテナについても、積極的なPRと利用促進を図ります。 ○ 保護者のボランティア等による読み聞かせやブックトークの読書活動や研修会等を積極的に支援します。 |
| ④ 市立図書館職員及び学校司書の資質向上 | ○ 研修会等の場を増やすとともに、外部での研修会の参加を促します。 |

(4) 学校等における推進方策

子どもたちの読書活動において、中心的役割を果たすのは学校であり、子どもたちに効率的に指導ができるという特質を生かし、これまで以上に積極的に読書活動をリードしていく姿勢が期待されます。

子どもが読書に親しみ、習慣化していくために、それぞれの学校の実態や子どもの成長に応じた取組を推進します。

| 課題項目 | 取組方針・方策 |
|-----------------------|---|
| 【幼稚園・保育園・こども園】 | |
| ① 乳幼児からの読書活動推進と更なる充実 | ○ 園から、成長段階に応じた絵本を推薦してもらい、家族で読書に親しむ大切さを、保護者へ |

| 課題項目 | 取組方針・方策 |
|-------------------------------|--|
| | <p>啓発していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市立図書館のブックコンテナなどの利用を促進します。 ○ 読み聞かせなど、ボランティアによる活動を推進します。 |
| 【小学校・中学校・高等学校】 | |
| ①「1日20分読書」の継続した取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「朝の読書」や「朝読み夕読み20分」等、教職員と児童・生徒と一緒に読書をする時間を、引き続き設定し、全校一斉読書に取り組むなど、その充実を図ります。 ○ 「卒業までに読んでほしい100冊の本」を小・中学校に整備し、児童・生徒の考える力や創造する力、郷土愛を育むため、積極的な貸出を推奨していきます。 |
| ② 図書資料の整備と利用しやすい蔵書管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館図書標準を基本とし、学校規模に応じた図書資料の整備を進めます。本の更新も順次進めていきます。 ○ 学校図書館の蔵書管理システムや市立図書館の蔵書検索システムの活用により、効率的に図書資料の管理を進めます。 |
| ③ 学校司書や学校図書館担当職員を中心にした校内体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館担当職員等を中心に、委員会活動において、児童・生徒の主体的な取組を推進します。 読み聞かせやブックトーク、推薦図書の設定やコーナーの設置、図書館通信の発行など行います。 ○ 家庭教育学級等と連携し、読み聞かせグループの育成や活動の充実に努めます。 ○ 学校司書と各教科担当が、情報交換を密にし、学校図書館の利用を各教科等において授業に位置付け、読書活動を推進します。 |

第3章 推進体制の整備

1 啓発広報の推進方策

ア 年間を通じて子どもと大人がともに読書活動を推進する気運を、市立図書館、学校、PTA等、地域全体で高めます。特に、読書週間など読書にまつわる期日を捉え、積極的に広報活動します。

【参考】子どもの読書活動に関する週間等

- ・「子ども読書の日(4月23日)」
「こどもの読書週間(4月23日～5月12日)」
この取組は、「子どもたちにもっと本を、子どもたちにもっと本を読む場所をとの願いから」誕生し、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられています。
- ・「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」(鹿児島県)
平成15年度鹿児島県図書館協会が提唱し、鹿児島県の子どもの読書活動を推進する、県独自の取組です。
- ・「読書週間(10月27日～11月9日)」
昭和22年(1947年)「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」という考えのもと開催された「読書週間」が契機となって、全国に広がっていきました。それ以後、この期間が「読書週間」として定着しています。

イ 行政放送や市ホームページ、市立図書館ホームページ、市SNS等、様々な方法を利用して情報を収集・提供していきます。特に、幅広い年齢層が対応できるよう、あらゆる媒体で広報します。

ウ 子どもが読書に興味をもつような優れた活動等を行う団体や、特色ある取り組みを実践している学校、民間団体及び個人を把握し、各種表彰に積極的に推薦していきます。

【参考】各種表彰

- ・子どもの読書活動推進優良図書館等表彰
- ・全国公共図書館協議会表彰
- ・熊毛地区社会教育関係優良団体及び個人表彰
- ・西之表市社会教育功労者賞

2 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、連携・協力の具体的な方策についての検討や情報交換等を行うため、学校やPTA、他団体等と連携を取りながら、推進体

制の整備を図ります。

3 各種団体等との連携・協力の促進

子どもの読書活動の推進にあたっては、学校等はもちろんのこと、近隣自治体や鹿児島県図書館協会と連携・協力していきます。

読書活動に取り組む民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、市全体として子どもの読書活動が、より一層充実していきます。

各種団体や利用者との連携協力が図れるよう、図書館運営協議会において意見交換を行い、本計画の具体的方策が推進されているか、検討の場を設定します。

4 数値目標の設定

本計画を推進しその方針と方策を実現させていくため、次表のとおり、数値目標を設定し、取り組みます。

| 項目 | | 現状 R3. 3 | 目標値 | | |
|--------------|--------------------------------|-------------|--------|--------|--------|
| | | | R4.3 | R6.3 | R8.3 |
| 【家庭における推進方策】 | 家庭教育学級での活動件数 | 2 | 5 | 11 | 11 |
| 【地域における推進方策】 | 市立図書館の利用者 | 13,448 | 13,717 | 14,255 | 14,792 |
| | 読書イベントの回数 (ブックトーク・ビブリオバトル等) | 1 | 2 | 4 | 6 |
| | 親子読書会参加者数 | 222 | 231 | 249 | 267 |
| | 学校・幼稚園等のブックコンテナ件数 | 13 | 14 | 16 | 22 |
| 【学校における推進方策】 | 学校等の読み聞かせグループの数 | 4 | 4 | 8 | 11 |

■ 資料

○市立図書館の利用状況

| | 入館者数 | | | | 利用者数 | | | 貸出冊数 | 開館日数 |
|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|------|
| | 総数 | 幼児 | 小・中学生 | 一般 | 総数 | 幼児小学生 | 一般 | | |
| H27年度 | 15,594 | 1,975 | 4,073 | 9,548 | 7,233 | 2,698 | 4,535 | 27,648 | 308 |
| H28年度 | 16,276 | 2,037 | 4,243 | 9,986 | 7,089 | 2,548 | 4,541 | 27,124 | 307 |
| H29年度 | 15,339 | 1,944 | 4,109 | 9,287 | 6,868 | 2,358 | 4,510 | 26,178 | 286 |
| H30年度 | 16,401 | 1,911 | 4,270 | 10,190 | 8,314 | 3,050 | 5,264 | 31,265 | 307 |
| R元年度 | 15,966 | 1,697 | 44,50 | 9,819 | 8,124 | 3,132 | 4,992 | 30,594 | 303 |
| R2年度 | 13,448 | 1,147 | 3,860 | 8,441 | 7,679 | 2,800 | 4,879 | 28,435 | 294 |

※入館者数は、市立図書館に入館した者（読書会などのイベントに参加したものを含む）の数。

※利用者数は、本の貸出・返却を行った者の数。中学生は一般の本も借りるため、中学生は一般に含んでいる。

○移動図書館車の利用状況

| | 貸出利用者数 | 貸出冊数 | 実働日数 | 備考（学校・施設等） |
|-------|--------|-------|------|---------------------------|
| H27年度 | 639 | 1,986 | 39 | 21ステーション（介護施設2か所・安城小） |
| H28年度 | 714 | 2,241 | 36 | 23ステーション（障害者・介護施設3か所・安城小） |
| H29年度 | 728 | 1,955 | 37 | 23ステーション（障害者・介護施設4か所） |
| H30年度 | 530 | 1,473 | 38 | 21ステーション（障害者・介護施設3か所・国上小） |
| R元年度 | 230 | 1,515 | 29 | 19ステーション（障害者・介護施設4か所） |
| R2年度 | 307 | 1,128 | 31 | 19ステーション（障害者・介護施設4か所・安城小） |

※令和元年度：移動図書館車の故障による運休（6～8月：7回）

※令和2年度：移動図書館車の故障による運休（8・9月：5回）

○市立図書館の蔵書数の推移

| | | 合計 | 総記 | 哲学 宗教 | 歴史 宗教 | 社会 科学 | 自然 科学 | 工業 技術 | 産業 | 芸術 体育 | 語学 | 文学 | 郷土資料 その他 | 再掲： 児童図書 |
|---------------|----------|--------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|----------|-----|--------|-------------|-------------|
| H 27 年度 | 蔵書 | 52,458 | 1,293 | 1,816 | 4,008 | 4,574 | 3,607 | 2,545 | 990 | 4,670 | 710 | 24,728 | 3,517 | 18,370 |
| | 利用 冊数 | 27,698 | 979 | 657 | 949 | 828 | 1,744 | 1,675 | 216 | 4,812 | 126 | 15,712 | — | 11,747 |
| H 28 年度 | 蔵書 | 53,349 | 1,294 | 1,833 | 4,047 | 4,614 | 3,634 | 2,585 | 1,010 | 4,774 | 710 | 25,323 | 3,525 | 18,834 |
| | 利用 冊数 | 27,124 | 889 | 672 | 976 | 813 | 1,789 | 1,715 | 300 | 5,013 | 107 | 14,850 | — | 11,066 |
| H 29 年度 | 蔵書 | 51,809 | 1,587 | 1,605 | 5,316 | 4,906 | 3,429 | 2,293 | 960 | 4,923 | 759 | 25,750 | 281 | 18,347 |
| | 利用 冊数 | 26,178 | 786 | 644 | 921 | 992 | 1,612 | 1,709 | 258 | 4,918 | 132 | 14,206 | — | 10,374 |
| H 30 年度 | 蔵書 | 52,198 | 1,707 | 1,653 | 5,355 | 4,834 | 3,455 | 2,336 | 968 | 5,104 | 764 | 25,726 | 296 | 18,719 |
| | 利用 冊数 | 31,265 | 1,117 | 825 | 1,203 | 909 | 2,069 | 1,965 | 387 | 5,925 | 270 | 16,595 | — | 12,394 |
| R 元 年度 | 蔵書 | 47,783 | 1,232 | 1,347 | 3,758 | 3,113 | 3,051 | 2,037 | 712 | 4,960 | 662 | 22,190 | 4,721 | 17,855 |
| | 利用 冊数 | 30,594 | 1,305 | 808 | 1,073 | 983 | 2,407 | 1,920 | 458 | 6,536 | 239 | 14,865 | — | 8,205 |
| R 2 年度 | 蔵書 | 48,439 | 1,322 | 1,357 | 3,806 | 3,173 | 3,103 | 2,079 | 732 | 5,065 | 661 | 22,382 | 4,759 | 18,042 |
| | 利用 冊数 | 28,435 | 1,527 | 781 | 1,267 | 806 | 2,338 | 1,787 | 430 | 5,461 | 157 | 13,881 | — | 11,021 |

○市立図書館の図書購入費の推移

| | 総数(冊) | 一般の本 | 児童書 | 絵本 | 雑誌 | 金額(円) |
|-------|-------|------|-----|-----|-----|-----------|
| H27年度 | 729 | 320 | 170 | 219 | 20 | 1,000,300 |
| H28年度 | 731 | 245 | 261 | 195 | 30 | 1,007,349 |
| H29年度 | 723 | 303 | 202 | 183 | 35 | 980,941 |
| H30年度 | 690 | 248 | 194 | 162 | 86 | 952,595 |
| R元年度 | 760 | 269 | 207 | 204 | 80 | 1,011,616 |
| R2年度 | 906 | 496 | 155 | 133 | 122 | 1,499,967 |

○親子読書会参加者・読み聞かせの状況(市立図書館)

| | 親子読書会 (毎月第2土曜日@市立図書館) | | | | 出張読み聞かせ会 (児童館・子育てサロン・小学校) | | | |
|-------|--------------------------|-----|-----|----|------------------------------|-----|-----|----|
| | 大人 | 子ども | 合計 | 回数 | 大人 | 子ども | 合計 | 回数 |
| H27年度 | 199 | 69 | 268 | 12 | 385 | 433 | 818 | 28 |
| H28年度 | 171 | 74 | 245 | 12 | 286 | 426 | 712 | 23 |
| H29年度 | 185 | 67 | 252 | 12 | 272 | 237 | 509 | 27 |
| H30年度 | 192 | 78 | 270 | 12 | 211 | 196 | 407 | 27 |
| R元年度 | 237 | 86 | 323 | 11 | 214 | 182 | 396 | 25 |
| R2年度 | 64 | 158 | 222 | 8 | 140 | 292 | 432 | 28 |

○ 市内の読み聞かせグループ（R2.10 現在）

| グループ名 | 内容 |
|---|---|
| 読書ボランティアサークル「おひさまスマイル」 （榕城小学校） | <ul style="list-style-type: none"> ・毎月2回程度、各学級で読み聞かせ ・ペープサート、パネルシアターなどの作成、練習 |
| 下西小親子読書会たんぽぽファミリー （下西小学校） | <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回、本の紹介や読み聞かせ ・紙芝居の練習など |
| 読み聞かせグループ「たんぽぽ」 （現和小学校） | <ul style="list-style-type: none"> ・月・木・第2土曜日に読み聞かせ ・読書月間の読み聞かせ |
| 安城小学校読書活動グループ「えぞかばきい&おじい」 （安城小学校） | <ul style="list-style-type: none"> ・行事での読み聞かせ ・朝読書での読書活動 |
| めいろうこども園絵本の会 （めいろうこども園） | <ul style="list-style-type: none"> ・年6回の読み聞かせ ・クリスマス会、お楽しみ会（ペープサート、大型絵本等） |
| にしのおもておはなしの会ボランティアグループ 「おはなしのとびらとんとん」 （市立図書館） | <ul style="list-style-type: none"> ・毎月第2土曜日親子読書会開催 ・随時、子育てサロン、学校、高齢者サロンでの読み聞かせ ・夏休みなどでの児童クラブ等での読み聞かせ |
| 人形劇団ゆびきり | <ul style="list-style-type: none"> ・毎月、保育園や子育て支援センターでの読み聞かせ |

○用語

(引用文献：『図書館用語集四訂版』編集 日本図書館協会用語委員会 発行 日本図書館協会)

- *1 ブックスタート・・・乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す活動。
- *2 「子ども読書の日」・・・毎年4月23日。「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められた日。
- *3 ビブリオバトル・・・書評合戦。発表者が順番に本を紹介し合い、意見交換を行った後、参加者が読みたくなった本を多数決で決定する。ゲーム感覚で楽しめる読書会の方法。
- *4 ブックトーク・・・図書館員が子どもや成人の集団を対象にして、何冊かの本の内容を紹介すること。
- *5 学校図書館図書標準・・・平成5年に文部省が公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したもの。
- *6 アウトリーチサービス・・・来館が困難または不可能なため、従来図書館サービスが受けられなかった人々に対して、それらの人々の自宅、病院などへ図書館が出かけて行って、いわばサービスの出前をおこなうこと。
- *7 レファレンスサービス・・・情報を求めている利用者に対して、図書館員が提供する個人的援助。

子どもの読書活動の推進に関する法律

※ 平成13年12月12日法律第154号

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動第1条の推進に関し、基本理念を定め並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。